

# 青森県報

第二千八百九十号

平成二十年  
二月四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
出先機関	(同)	三
青森県営農大学校の短期研修	(営農大)	三
公安委員会	(同)	三
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格	(交通規制課)	五

## 告 示

青森県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
				有限会社 ケア・ユ ニーク		居宅介護事業者 名称 主たる事務 所の所在地
八戸市大字 久保一七の 五	八戸市大字 久保一七の 五	八戸市大字 久保一七の 五	八戸市大字 久保一七の 五	八戸市大字 久保一七の 五	八戸市大字 久保一七の 五	居宅介護 事業の種 類
				通所介護		居宅介護 事業の種 類
リビング ホームお お	リビング ホーム	リビング ホーム	リビング ホーム	それいゆ センター		居宅介護事業者 名称 所在地
八戸市大字 久保一〇五 一	八戸市大字 久保一〇五 一	八戸市大字 久保一〇五 一	八戸市大字 久保一〇五 一	八戸市大字 久保一〇五 一	八戸市大字 久保一〇五 一	居宅介護事業者 所在地
				平成 一九〇一		変更 年月日

青森県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二

第二号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三村 申吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
"		"		有限会社 ケア・ユーク		名称	介護予防事業者
八戸市大字久保一七の五	八戸市大字久保一七の五	八戸市大字久保一七の五	八戸市大字久保一七の五	八戸市大字久保一七の五	八戸市大字久保一七の五	主たる所在地	介護予防事業者
"		"		介護予防通所介護		種類	介護予防
リビングホームおつか	リビングホーム	リビングホーム	リビングホーム	リビングホーム	リビングホーム	名称	介護予防事業所
八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	所在地	介護予防事業所
一九・三・二五		"		平成一九・〇・一		変更年月日	

青森県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三村 申吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
"		"		株式会社イリ		名称	居宅介護支援事業者
青森市大字安六の六	青森市大字安六の六	青森市大字安六の六	青森市大字安六の六	青森市大字安六の六	青森市大字安六の六	主たる所在地	居宅介護支援事業者
居宅介護支援事業所イ	居宅介護支援事業所イ	居宅介護支援事業所イ	居宅介護支援事業所イ	居宅介護支援事業所イ	居宅介護支援事業所イ	名称	居宅介護支援事業所
八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	八戸市大字久保一〇五	所在地	居宅介護支援事業所
二〇・一・一		"		平成一九・二・二六		変更年月日	

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三村 申吾

名称	主たる所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定期日
居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護	居宅介護事業所	居宅介護事業所	指定期日

仁会 医療法人青 三	八戸市大字田 面一六の	認知症対 応型通所 介護	老人保健施 設南山苑	八戸市大字田 面二四の	平成 一九・三・一六
合同会社グ ート	八戸市大字中 居雷三の一八	訪問介護	ケアプラン センター ドリー	八戸市大字新 井山中野場 三五の一	二〇・一・一
社会福祉法 会人オリーブ	弘前市大字鷹 匠一六の一	通所介護	デイサー ビスセン ター鷹匠 町の湯	弘前市大字百 野八七の一	一九・三・二〇
有限会社ケ ア・ユニーク	八戸市大字大 久一七の五 二一	訪問介護	訪問介護セ ンターそ れいゆ	八戸市大字白 銀八森二三 の二	二〇・一・一

青森県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人青 仁会	八戸市大字田 面一六の三	認知症対 応型通所 介護	老人保健施 設南山苑	八戸市大字田 面二四の一	平成 一九・三・一六
合同会社グ ート	八戸市大字中 居雷三の一八	訪問介護	ケアプラン センター ドリー	八戸市大字新 井山中野場 三五の一	二〇・一・一
社会福祉法 会人オリーブ	弘前市大字鷹 匠一六の一	通所介護	デイサー ビスセン ター鷹匠 町の湯	弘前市大字百 野八七の一	一九・三・二〇
有限会社ケ ア・ユニーク	八戸市大字大 久一七の五 二一	訪問介護	訪問介護セ ンターそ れいゆ	八戸市大字白 銀八森二三 の二	二〇・一・一

仁会 医療法人青 三	八戸市大字田 面一六の	認知症対 応型通所 介護	老人保健施 設南山苑	八戸市大字田 面二四の	平成 一九・三・一六
合同会社グ ート	八戸市大字中 居雷三の一八	訪問介護	ケアプラン センター ドリー	八戸市大字新 井山中野場 三五の一	二〇・一・一
社会福祉法 会人オリーブ	弘前市大字鷹 匠一六の一	通所介護	デイサー ビスセン ター鷹匠 町の湯	弘前市大字百 野八七の一	一九・三・二〇
有限会社ケ ア・ユニーク	八戸市大字大 久一七の五 二一	訪問介護	訪問介護セ ンターそ れいゆ	八戸市大字白 銀八森二三 の二	二〇・一・一

青森県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
有限会社ケア・ユニーク	八戸市大字大久一七の五二一	居宅介護支援センター それいゆ	八戸市大字白銀八森二三の二	平成一九・三・二五

出 先 機 関

青森県営農学校告示第一号

青森県営農学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月四日

青森県営農大 校長 岩橋博幸

一 研修の種類、期間、受講者の定員等  
1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成二十一年一月二十六日から同月三十日まで	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業機械士養成研修	平成二十年八月二十五日から同月二十九日まで	三十五人	青森県営農大 生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
農業作業安全研修	平成二十年八月四日から同月八日まで	十六人	農業者及び農業関係者	大型特殊免許又はけん引免許も農耕作業用自動車限定的に農業試験受検科目の一部
現地農作業安全研修	平成二十年七月十四日から同月十八日まで	十六人	農業者及び農業関係者	
女性農業者	平成二十年十月	十六人	女性農業者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 テキスト代・農場栽培実習経費（チャレンジ新規就農支援研修のみ）
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額
- 3 大型特殊、けん引免許技能試験受験者は、運転免許技能試験受験に係る手数料
- 4 宿泊する場合は、食費、洗濯代、暖房費（十一月から四月の間）、諸経費

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農業作業安全研修	二十七日から同月三十一日まで			
トラクター基礎研修	平成二十年五月三十日から六月九日まで	二十三人	青森県営農大 生	大型特殊免許（けん引、農耕）自動車試験及び技能試験受験資格取得
けん引技術研修	平成二十年六月二十七日から七月七日まで	二十四人	青森県営農大 生	けん引免許（農耕）技能試験受験資格取得
特別研修	平成二十年五月十二日まで	十七人	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	
チャレンジ新規就農支援研修	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	十人	イターン・ウター就農希望者、他産業からの新規参入希望者、就農希望の定年退職者等で、研修終了後に確実に就農すると見込まれる者	

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(パーキング・メーター管理及び作動手数料収納業務に係わるものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十年二月四日

青森県警察本部長 坂 明

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(二) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者  
(三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号(同施行令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付けされた者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付けされたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)(の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)(における自己資本額(資本金、積立金、(準備金)及び繰越利益(欠損)金の合計額とする。)

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。)(第四十三条第五項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)(の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・9002・14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付けされた者が少数であるため、入札の競争性が失われる恐れがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付けされた者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十年二月四日から同月十八日までとする。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(様式第一号以下「申請書」という。)(次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出

して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(様式第二号)

(二) 商業登記事項証明書原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの。)

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税)

(五) 許認可証等の写し

法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めたる書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付けの有効期間

競争入札参加資格の格付けの有効期間は、五の規定による格付けの決定の通知において指定する日から平成二十二年九月三十日とする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第三号)を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者職氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続き

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十二年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続きを行わなければならない。

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

### 競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種

パーキング・メーカー管理及び作動手数料収納業務

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

### 経営規模等総括表

区分	新規・継続	審査値	格付
区分	役務の提供		

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称		代表者 職氏名	
住所	〒	電話番号	
所在地		FAX番号	
主たる 営業所 等	〒	電話番号	
希望する 業務	役務の提供		
希望する 業種	パーキング・メーカー管理及び作動手数料収納業務		
平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算 5	直前第1年度決算 6	年間平均実働高 (5+6) / 2
自己資本金(元入金) 積立金(準備金)	直前決算時 削除	金処分	決算後増減
本 額	次期継続利益(収)金		
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人
営 業 年 数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中断期間 年月日
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有	障害者雇用状況報告義務 有	障害者雇用状況報告義務 無
ISO 認証取得	有 (ISO 9001又は9002、ISO 14001)	無	
流動資産 ( ) 流動負債 ( )	) × 100 =		%

注) 太枠の欄は記入しないでください。

様式第3号

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業・廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭